

第2章 公共施設適正配置の目標値、基本方針及び目指す将来像

1. 豊川市における公共施設マネジメントへの取組

(1) 各種計画の位置付け

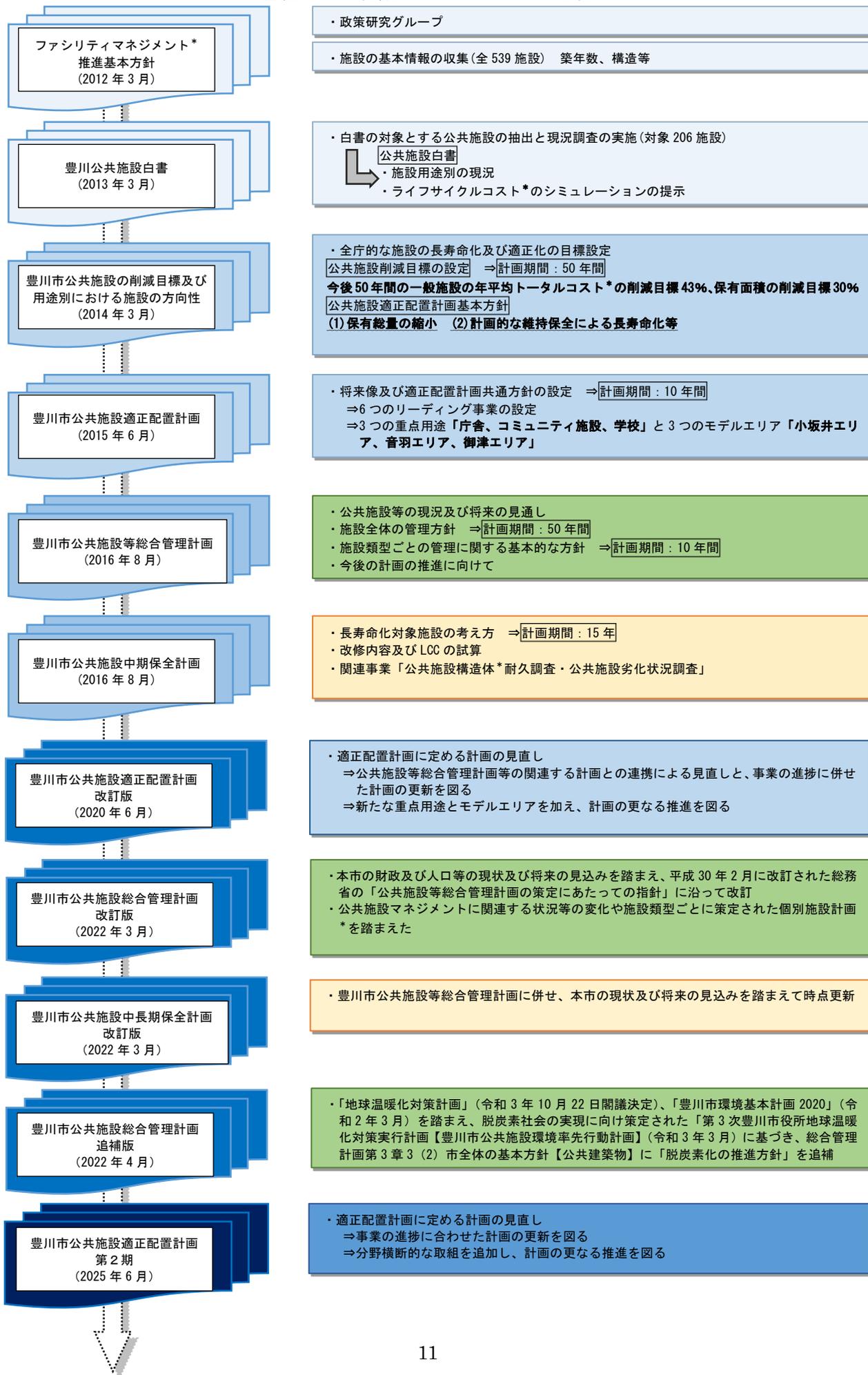
本市では、2012年に「豊川市公共施設白書」を策定し、そこから見えてくる課題や公共施設の利用状況等の分析及び住民アンケート調査から、施設評価を実施し、公共施設全体の適正配置に向けた目標等を定めた基本方針「公共施設の削減目標及び用途別における施設の方向性」を2013年に策定しました。

その後、「公共施設の削減目標及び用途別における施設の方向性」の方針に基づき、2015年には、老朽化施設の統廃合、機能や利用圏域の重複する施設の多機能化*・複合化等への実施プランとなる「豊川市公共施設適正配置計画（以下「適正配置計画」とする。）」を策定し、2016年には総合管理計画及び「豊川市公共施設中長期保全計画*（以下「中長期保全計画」とする。）」を策定し、公共施設全体の管理方針や長寿命化対象施設の考え方を示しています。

2020年には適正配置計画の改訂から5年経過したことを受け、総合管理計画・中長期保全計画の内容、事業進捗を踏まえた修正のほか、状況にあわせたモデルエリアの追加等、見直しを行いました。

2015年に策定した適正配置計画（計画期間50年）の第1期（10年間）の取組実績や評価等を踏まえ、基本方針の見直しや、第2期の10年間において、施設用途毎に設定した重点取組や、モデルエリアで取り組むリーディング事業等の見直しを行うため、「第2期豊川市公共施設適正配置計画」を策定します。

図表 公共施設マネジメントへの取組



2. 公共施設の縮減目標

公共施設の維持・更新費用を今後も維持した場合は、更新できる保有面積が約18万7千㎡(約1.0㎡/人)まで減少し、約28万㎡の施設が維持できなくなり、現状の施設の約60%の施設を減らさなければいけないことになります。

総合管理計画での公共施設の更新費用の試算結果等を踏まえ、適正配置計画での再編整備等に向け、以下の目標値を定めます。

(1) 目標の対象施設

公共施設の縮減目標の対象とする施設は、総合管理計画で保全計画対象としている公共建築物(保全計画対象施設)のうち2025年4月1日時点で廃止や対象外となった施設を除いた186施設とし、公共建築物(保全計画対象外施設)、プラント系施設、インフラ系施設については、第1期に引き続き、縮減目標値は設定せず、公共建築物(保全計画対象施設)と同様に、各施設所管課において公共施設マネジメントに取り組むものとしています。

図表 縮減目標の対象とする施設

大分類	中分類	縮減目標対象施設
庁舎	本庁舎等	本庁舎、北庁舎・分庁舎・一宮庁舎、音羽庁舎、御津庁舎、小坂井庁舎(こざかい葵風館)
文化施設	文化会館等	文化会館、桜ヶ丘ミュージアム、勤労福祉会館、音羽文化ホール、御津文化会館、小坂井文化会館
保健・福祉施設	保健施設	保健センター、保健福祉センター(健康センター)、音羽福祉保健センター(保健センター)、御津福祉保健センター(保健センター)
	高齢者福祉施設	高齢者交流施設、ふれあいセンター、福祉相談センター、健康福祉センター(福祉センター)、音羽福祉保健センター(高齢者生きがい活動センター)、御津福祉保健センター(高齢者生きがい活動センター)
	障害者福祉施設	障害者生活介護施設、障害者入浴施設
	その他福祉施設	地域福祉センター、社会福祉会館
児童福祉施設	児童館等	児童館、児童クラブ室、交通児童遊園、児童発達支援施設
保育園	保育園	保育園
観光施設	観光施設	ふれあい交流館、ウォーキングセンター、御油松並木資料館、赤塚山公園(ぎょぎょランド)
公民館等	地区市民館等	コミュニティセンター国府市民館、地区市民館、文化センター
公営住宅	公営住宅	公営住宅
消防・防災施設	消防施設	消防署本署、分署、出張所、防災センター
学校教育施設	学校施設	小学校、中学校
生涯学習施設	生涯学習施設	中央図書館、生涯学習センター、豊川海軍工廠平和交流館、三河天平の里資料館
体育施設(有人施設)	体育施設(有人施設)	総合体育館、武道館、一宮体育センター、農業者トレーニングセンター、御津体育館、小坂井B&G海洋センター、音羽運動公園(管理事務所)

計 186 施設

(2) 縮減目標

目標設定

総合管理計画（2022年3月改訂版）によると、公共建築物（保全計画対象施設）のトータルコスト（建替：建設後80年、大規模改修：建設後30年、修繕：建設後10年、15年）は、2065年（適正配置計画の第1期を策定した2015年の50年後）までの将来44年間で総額2,107億円、年平均47.9億円/年となります。これを縮減するために、以下の改善項目を実施することとしています。

改善項目①：長寿命化・維持管理コストの見直し

長寿命化（建替時期80年、大規模改修時期30年）及び維持管理コストの見直し（事後保全から予防保全*へ）により44年間トータルコストが1,803億円、年平均41.0億円/年となり、約15%縮減可能

改善項目②：複合化・集約化・民間活力の導入

施設・機能の複合化・集約化により20%の面積縮減を見込むことにより、今後の施設の更新コスト総額1,442億円、年平均32.8億円/年となる。また、建替時の仕様見直し等による建替コストの抑制、補助金等の活用や民間活力の導入を推進することで、さらに年平均2億円/年縮減を目標とする。これにより、年平均47.9億円/年を30.8億円/年に縮減可能

改善項目③：さらに集約化・複合化+施設の統廃合推進

縮減面積を30%とすることで、年平均47.9億円/年を26.7億円/年に縮減可能

「縮減目標」

2065年までの公共建築物（保全計画対象施設）の年平均トータルコストの縮減目標を**43%**、縮減面積を50年間で**30%**と設定します。

3. 公共施設適正配置計画基本方針

適正配置計画の基本方針として、「豊川市公共施設の削減目標及び用途別における施設の方向性」を踏まえ、第1期に引き続き方針1、2を掲げます。

加えて、財政状況が厳しくなることが見込まれる中、更新・運営等を持続的に行うため、方針3としてPPP/PFI*等の手法を活用した民間活力の導入を掲げます。

方針1：保有総量の縮減

方針2：計画的な維持保全による長寿命化等

方針3：PPP/PFI等の手法を活用した民間活力の導入による効率的・効果的な施設管理

(1) 方針1：保有総量の縮減

一定の前提条件のもとでの今後の更新等費用の試算では、公共施設の更新等可能な割合は、事業費ベースで約40%となり、当初の計画目標2065年（第1期策定の50年後）までの将来40年間に耐用年数を迎える公共施設は、事業費ベースで約6割の縮減が必要ということになり、画一的に公共施設の縮減を実施すれば、市民に対する行政サービスの提供に大きな影響を与えることとなります。

また、現実的には、生産年齢人口の減少により市税収入の増加が見込めず、少子高齢化による扶助費等の社会保障関係経費の増加等の要因により、財源確保の見通しは不透明です。さらに、試算結果のとおり耐用年数を迎えた公共施設の全ての更新を実施することは不可能です。このような状況を踏まえ、縮減目標の達成に向けた取組を適正配置計画の基本方針に従って、今後さらに加速させていく必要があります。

そのため、今後の人口推計や財政状況の予測や総合管理計画での公共施設の管理方針を踏まえ、保有総量の縮減に向けて以下を実行することとします。

- ・人口減少と少子高齢化の進行に対応するため、老朽化施設の統廃合等による保有総量の縮減を行う。
- ・現在、既に整備に向け計画的な取組が進められているものを除き、新規の公共施設の建設事業はできる限り抑制する。
- ・施設の更新時期には、施設の配置状況・利用実態等を踏まえ、必ず複合化、多機能化、用途転用、統廃合等の可能性を検討する。
- ・公共施設の約48.6%を占める学校教育施設を地域ニーズに応じて複合化等有効活用する。

また、先述の取組を推進するための考え方として以下の2点を掲げます。

① 施設重視から機能優先への転換と多機能化・複合化の推進

公共施設の適正配置にあたっては、「施設ありき」の考え方ではなく、施設の「機能」を重視し、「機能」はできる限り維持しつつ「施設」は縮減していくという考え方を基本として検討します。

また、機能や利用圏域の重複する施設については、その稼働率や空きスペースの状況を検証しつつ整理統合を含めて検討し、用途の異なる施設についても、機能面からの多機能化・複合化を視野に、効率的な機能配置を検討し、先導的事業につなげます。

すなわち、一つの施設が一つの機能を果たすという考え方を改め、多機能化・複合化を進めることにより、延床面積の縮小を図ることを検討します。

② 総量縮減に向けた優先順位の整理

公共施設の総量縮減にあたっては、今後の高齢者人口の増加、児童生徒数の推移、生産年齢人口の減少に伴う税収入の影響、さらには、中学校区別による施設バランス、行政需要や市民ニーズの量と質の変化の動向を把握し、社会環境の変化に応じた公共施設再配置の優先順位づけを行い、公共施設の保有総量の縮減を推進します。

その際、既存の施設については、時代の変化によって当初の設置目的と現状との乖離が発生している場合や類似する施設においては、機能の見直し、廃止を推進します。

(2) 方針2：計画的な維持保全による長寿命化等

中長期保全計画にあたっては、施設の適正配置にかかる方針、計画を踏まえ、適切な手法による建物評価を行い、計画的な保全・建物の長寿命化を実行し、工事コスト、運営コストの最適化による財政負担の縮減と平準化を図ります。また、施設所管課が策定する個別施設計画の方針に沿いながら、計画的な保全・建物の長寿命化に取り組みます。



(3) 方針3 : PPP/PFI 等の手法を活用した民間活力の導入による効率的・効果的な施設管理

今後、財政状況が厳しくなることが見込まれる中、公共施設の維持管理・運営を持続的に行うとともに、公共施設適正配置に関わる各種事業の更新・運営等を持続的に行うためには、行政による対応だけでは限界があるため、民間活力の導入による効率的・効果的な施設管理を検討・推進していきます。

① PPP/PFI 等の手法を活用した民間活力の導入による施設の整備費・運営・維持管理費の縮減

本市ではこれまで、公共施設の整備について、市が直接整備し、完成後の運営についても市が直営で行ってきましたが、近年、一部施設の運営については指定管理者制度*等、民間活力の導入を行っています。

今後も、指定管理者制度の拡充等を図るとともに、施設更新にあたり施設を整備する際には、PPP/PFI 等の手法を活用した民間活力の導入の検証を図り、効果が見込まれる場合は、公共施設の整備や運営、維持管理に民間資金・ノウハウ（経営、技術等）を積極的に取り入れることでライフサイクルコストの縮減を図りながら質の高い市民サービスの提供に努めます。

公共機能と民間機能を併設することで相乗効果が見込める施設については、これまでのように公共施設として単独で整備するだけではなく、民間活力を導入した施設の複合化を推進していきます。

② 新たな公共サービスの担い手への事業移管による市民サービスの向上

市民ニーズがあり民間施設で代替機能を担えるものや、民間でサービス提供した方が効率的なものについては、市民サービスを提供する上での官民の役割分担の検討を進め、民間事業者等の新たな公共の担い手への事業移管を推進し、市民サービスの維持・向上に努めます。

4. 実現を目指す将来像

少子高齢化への的確な対応に加え、人口減少の抑制や来訪者の増加を図るため、「定住」や「交流」を促進する取組が重要となっております。

この現況を強く意識し、今後の公共施設適正配置の取組によって実現を目指す将来像は第1期を引き継ぎ、『公共施設の新たな価値の創出“人が集い、市民交流を促す場を創造する”』と掲げます。

公共施設適正配置により実現する将来像

公共施設の新たな価値の創出
“人が集い、市民交流を促す場を創造する”



現況のキーワードより

『人口減少抑制（定住促進）』・『来訪者の増加（交流促進）』



